別表十一(一)の表中「同上の$\frac{30又は100}{100}$相当額」を「同上の$\frac{30、90又は100}{100}$相当額」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法第55条（海外投資等損失準備金）」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号⑶において「平成22年旧措置法」という。）第55条（海外投資等損失準備金）」を、「第68条の43（海外投資等損失準備金）」の次に「若しくは平成22年旧措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）」を加え、同第11号中「第32条の２第26項及び第27項」を「第32条の２第25項及び第26項」に、「又は同令」を「若しくは租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成22年旧措置法施行令」という。）第32条の２第26項及び第27項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額又は租税特別措置法施行令」に、「金額を」を「金額若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の72第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額を」に、「その金額」を「これらの金額」に改め、同第13号を次のように改める。

３　「同上の$\frac{30、90又は100}{100}$相当額　⑿」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第55条第１項の表の第１号若しくは第２号に掲げる株式等又は同法第68条の43第１項の表の第１号若しくは第２号に掲げる株式等の取得である場合には、「、90又は100」を消すこと。

⑵　租税特別措置法第55条第１項の表の第３号若しくは第４号に掲げる株式等又は同法第68条の43第１項の表の第３号若しくは第４号に掲げる株式等の取得である場合には、「30、」及び「又は100」を消すこと。

⑶　平成22年旧措置法第55条第１項の表の第３号若しくは第４号に掲げる株式等又は平成22年旧措置法第68条の43第１項の表の第３号若しくは第４号に掲げる株式等の取得（平成22年４月１日前にした株式等の取得に限る。）である場合には、「30、90又は」を消すこと。

別表十一(二)の記載要領中「以下」の次に「この記載要領において」を加える。

別表十一(三)の記載要領第１号中「が租税特別措置法第55条の６（特定災害防止準備金）」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成22年旧措置法」という。）第55条の６（特定災害防止準備金）」を加え、「第３号」を「第４号」に改め、「が租税特別措置法第68条の45（特定災害防止準備金）」の次に「、平成22年旧措置法第68条の45（特定災害防止準備金）」を加え、同第11号中「租税特別措置法第55条の６第９項」を「平成22年旧措置法第55条の６第９項」に、「租税特別措置法第68条の45第８項」を「平成22年旧措置法第68条の45第８項」に、「前号」を「第２号」に、「租税特別措置法施行令第32条の４第４項」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成22年旧措置法施行令」という。）第32条の４第４項」に、「租税特別措置法施行令第39条の74第４項」を「平成22年旧措置法施行令第39条の74第４項」に、「同号中」を「第２号中」に、「次号」を「第４号」に改め、同号を同第四号とし、同第11号の次に次の１号を加える。

３　法人が租税特別措置法第55条の６第９項に規定する適格分割若しくは適格現物出資に係る分割法人若しくは現物出資法人である場合又は連結法人が同法第68条の45第８項に規定する適格分割若しくは適格現物出資に係る分割法人若しくは現物出資法人である場合にあつては、前号中「岩石の採取、廃棄物の最終処分又は石炭の採掘を終了した日を含む事業年度」とあるのは「適格分割又は適格現物出資の日の前日を含む事業年度」と、「当該終了した日」とあるのは「当該前日」と、「岩石の採取、廃棄物の最終処分又は石炭の採掘を終了した日を含む連結事業年度」とあるのは「適格分割又は適格現物出資の日の前日を含む連結事業年度」として同号の規定を適用することとし、法人が租税特別措置法施行令第32条の４第４項若しくは第９項（特定災害防止準備金）に規定する合併等に係るこれらの規定に規定する合併法人等である場合又は連結法人が同令第39条の74第４項若しくは第９項（特定災害防止準備金）に規定する合併等に係るこれらの規定に規定する合併法人等である場合にあつては、同号中「岩石の採取、廃棄物の最終処分又は石炭の採掘を開始した日を含む事業年度」とあるのは「次号に規定する合併等により当該岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の移転を受けた当該合併等の日を含む事業年度」と、「岩石の採取、廃棄物の最終処分又は石炭の採掘を開始した日を含む連結事業年度」とあるのは「次号に規定する合併等により当該岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の移転を受けた当該合併等の日を含む連結事業年度」として同号の規定を適用すること。

別表十一(四)の記載要領中「以下」の次に「この記載要領において」を加える。

別表十一(五)の記載要領中「(以下」の次に「この記載要領において」を加える。

別表十一(七)及び別表十一(八)を削り、別表十一(九)を別表十一(七)とし、別表十一(十)を別表十一(八)とし、別表十一(十一)を別表十一(九)とする。